

知 調 三 発 第 47 号
平成 25 年 2 月 18 日

内閣官房長官
菅 義 偉 様

「T P P に関する交渉内容と国への確認事項」について（依頼）

全 国 知 事 会

日頃より、都道府県行政の推進に際しご尽力を賜り、心よりお礼申し上げます。
全国知事会は、T P P 協定交渉については、国民に対する十分な情報開示と明確な説明を行い、国民各層の意見を聞いた上で国民的議論を行うことが必要不可欠であると考えております。そこで、これまで「『T P P に関する交渉内容と国への確認事項』について（平成 23 年 10 月 28 日知調二発第 98 号、平成 24 年 4 月 27 日知調三発第 4 号及び平成 24 年 11 月 13 日知調三発第 30 号）」により文書照会を行ってきたところですが、回答をいただいております。

つきましては、別添確認事項を含め、事前協議の内容や協定に参加した場合に想定される影響と対策、さらには T P P 協定交渉への参加について今後どのように判断するのかといった国の考え方をお示しいただくようお願いいたします。

担当

全国知事会調査第三部 橋本

TEL 03-5212-9134

E-mail : t-hashimoto@nga.gr.jp

■ TPP協定交渉に係る「全国知事会から国への確認事項」と「国の説明に対する見解」(対比表)

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
TPP交渉参加の意義	※対応部分なし	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉参加9ヵ国を前提として、日本の経済的なメリットとデメリット（国別の部門別輸出入額、国内の雇用増減効果等）を示していただきたい。 特に次の2点について具体的に示していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本との貿易額の大きな米国との経済的なメリットとデメリットについて ②日本の貿易額において輸出入とも最大の中国が参加しない中での経済的な効果について ・現在、締結している発効済みのFTA、EPAとの整合性について、どちらが優先されるのか、具体的に示していただきたい。 ・ルール作りについて、次の点について示していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ①交渉参加で、具体的にどのようなルール作りを目指そうとしているのか。 ②現在のTPP交渉において、我が国にとって不利なルール作りがなされていると考えるか。 ・人口減少社会が進展し、デフレ不況が長引くことが予想される中、TPP交渉参加により国益をどう守り、伸ばそうとしているのか具体的に示して頂きたい。 ・TPPに参加した場合農林水産業に多大な影響及ぼすと想定されるが、それに対してどのような対応策を実施するのか。また、食料自給率50%目標の達成について、どのように考えているか示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「全国知事会から国への確認事項」に対する国の説明がないことから、見解を示していただきたい。

注釈) 次ページ以下、
 ○：国から情報提供や回答があったもの
 ●：国から情報提供や回答がなかったもの

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
物品市場 アクセス	<p>1. 関税の撤廃等については、包括的で高いレベルの自由化を目指し、昨年1月以降、各国間においてオファー【注1】とリクエストをそれぞれ交換し、現在も交渉が続いている。交渉参加国の中には、すでに二国間FTAを有している国に対してオファーやリクエストを提示していない国もあるため、全ての交渉参加国が共通のオファーに基づいて交渉を行うといった方法はこれまでとられておらず、現在も二国間ベースの交渉が続いている。交渉は一定の進捗が見られるものの当初見込まれていたよりも遅れており、依然として本格的な議論を交渉参加国の間で行う状況には至っていない。</p> <p>交渉対象については、全ての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけないとされているが、最終的な関税撤廃の原則については定かではなく、<u>センシティブ品目【注2】の扱いは交渉分野全体のパッケージの中で決まるとされている。</u></p> <p>【注1】「オファー」とは、関税交渉において各国が行う品目毎の関税撤廃ないし削減に関する提案。一般に関税交渉においては、各国がこうしたオファーを交換し、それに対する更なる「リクエスト」（要求）を行い、オファーとリクエストを繰り返して交渉を進めていく。</p> <p>【注2】センシティブ品目とは、当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受けるおそれが高い品目をいう。</p> <p>(1) 関税撤廃の原則については、長期の関税撤廃などを通じて最終的には関税をゼロにするというのが原則とされている模様。また、90～95%を即時関税撤廃（協定発効日に関税撤廃）し、残る関税についても7年以内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を支持している国が多数ある中で、即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある模様。交渉は上記のとおり二国間ベースで行われており、<u>関税撤廃の原則の具体的な内容についての9カ国間の合意は未だない模様。</u></p> <p>(2) センシティブ品目の扱いについては、<u>関税の撤廃・削減の対象としない</u>。除外や、扱いを将来の交渉に先送りする「再協議」は原則として認めず、10年以上を含む長期間の段階的関税撤廃というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多いが、合意には至っていない。現時点で除外を求めている国はない。一方、交渉参加国には、センシティブ品目について未定としてオファーを提示している国もある。</p> <p>2. 物品の貿易に関するルールについては、P4協定や交渉参加国間の既存のFTAに見られる規定を基に議論が行われているが、鉱工業品、農産品、繊維で別々の条文案が作成されている。</p> <p>(1) 輸出数量制限については、追加的議論は排除しないが、特定の例外的な事情を除き、原則禁止するというWTOにおける規律内容を超える規定は現時点でないとの情報がある。</p> <p>(2) 輸出税（産品を輸出する際に輸出国が課す税）に関し、禁止の方向で議論が行われているが、これに反対する国もあり、議論は収斂していない。</p> <p>(3) 輸出補助金については、TPP参加国のFTAに例があるとおり原則的に禁止（第三国が使用する輸出補助金に対抗する輸出補助金は除外）の方向で議論されているとの情報がある。</p> <p>(4) 食料安全保障に関連し、<u>食料需給情報の共有等に関する提案</u>が出されているとの情報がある。</p> <p>(5) 医薬品関連のルールは、<u>物品の貿易の分野ではなく（制度的事項が）透明性の分野での議論の中で扱われている。</u></p>	<p>・関税撤廃の品目について、態度を曖昧にしたり、撤廃方針を明言しても時期を示していない国もあると言われていたが、<u>各国の具体的な主張について情報を開示していただきたい。</u></p> <p>・国家戦略室が公表した資料（以下「資料」）では、</p> <p>①日本が従来締結したEPAにおいて除外等の対応をしてきた農林水産品を含む940品目について、<u>関税撤廃を求められる可能性があるとされているが、その場合の品目毎の影響、具体的な対応策を示していただきたい。</u></p> <p>②米韓FTAのように<u>医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はあるとしているが、同様の規定が日本に適用された場合、医療分野にどのような影響が及ぶのか示していただきたい。</u></p> <p>③現行の関税収入額と支出先を明確にするとともに、<u>収入がなくなった場合の財源はどう考えているのか示していただきたい。</u></p> <p>・上記940品目の内、<u>関税撤廃の例外扱いが可能な品目数をどの程度見込んでいるのか、また具体的にどの品目をあてはめるつもりなのか、示していただきたい。</u></p> <p>・<u>関税撤廃に関し、既存の我が国のEPAにおける高関税品目の取扱いについて、基本的な考え方を示していただきたい。</u></p>	<p>○各国間の交渉の大枠について情報提供があった。 （ただし、各国の具体的な主張について情報がないことから、引き続き、情報収集や開示に努めていただきたい。）</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、<u>具体的な対応策を示していただきたい。</u></p> <p>●医薬品関連のルールは制度的事項の「透明性」の分野での議論の中で扱われている。 （制度的事項で再掲。）</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、<u>考え方を示していただきたい。</u></p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、<u>具体的に示していただきたい。</u></p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、<u>考え方を示していただきたい。</u></p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
原産地規則	<p>1. 関税の減免の対象となる「締約国の原産品」（締約国で生産された産品）として認められる基準（原産地規則）について、現状では交渉参加国が締結しているFTAごとに異なる原産地規則が存在するため、9カ国間で統一された原産地規則を新たに策定するべく交渉が行われている。</p> <p>2. 品目別原産地規則（PSR）を巡っては、センシティブ品目以外については交渉が進展しているが、最終的な合意までには、依然として作業が多く残されている模様。PSRは品目ごとの市場アクセスと関連があるので交渉の最後に議論されるとの情報がある。特に繊維製品のPSRについて、締約国以外の国で生産された原系を使用した場合も原産品と認めるか否かが大きな論点となっており、交渉が難航している。</p> <p>3. 繊維等について、実質的に締約国以外の国で生産された産品が、締約国の原産品として協定上適用される有利な税率で輸入（迂回輸入）されることを防止する観点から、締約国間の税関協力等を提案している国もあるが、受け入れは厳しいとする国もある。</p> <p>4. 「累積」【注】を採用することで意見が一致しているが、その適用については、TPP協定発効時点から全ての産品について可能とするか、全締約国の関税が撤廃された後の産品についてのみ可能とするかについて意見が分かれているとの情報がある。 【注】例えば締約国Aが、締約国Bで生産された原材料を使用して加工品を生産し、締約国Cに輸出する場合、B国産の原材料をA国産のもののみならず原産地を定めることを認めるもの。</p> <p>5. 加工農産品について、基本的に輸入材料の使用を認める方向で議論が進んでいるが、原産品として認められるために必要な基準については、合意に至っていない。他方で、一部の加工農産品については、輸入材料の使用を認めない厳格な基準の適用を求めている国もあるとの情報がある。</p> <p>6. 原産品であること（原産性）を証明するための制度について、輸出者が自ら証明書を作成する「自己証明」制度、輸入者が作成する「自己証明」制度、公的機関が証明書を発給する「第三者証明」制度が提案されている。自己証明制度を中心に議論が進んでいるが、受け入れに難色を示す国もあり、国ごとに異なる制度を適用すべきとの意見もあるとの情報がある。</p>	<p>資料では、我が国特有の品目別規則と異なり、農林水産物で輸入原材料を用いた場合も原産品と認めるルールとなる場合、TPP参加国以外の国からの輸入原材料を使用した産品が輸入される可能性があるとしているが、これにより</p> <p>① <u>TPP参加国以外の国からの迂回輸入が行われた場合、どのような品目で影響が出る可能性があるか。</u></p> <p>② <u>国産の加工品での原材料表示のルールにどのような影響がでるのか。</u></p> <p>③ <u>これにより消費者が純国産品を選択できなくなり、国内の原料生産者（農林水産業者）や食品工業が大きな影響を受ける懸念が生じるが、どのような対応が考えられるかを示していただきたい。</u></p> <p>JAS法の取扱にどのような影響が想定されるか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、具体的な影響を示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、具体的な影響を示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、具体的な対応を示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能であることから、具体的な影響を示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
貿易円滑化	<p>P4協定のテキストをベースに、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化・迅速化や国際標準への調和化のための規定、窓口一本化（シングル・ウィンドウ【注1】）等の要素について議論が行われており、大きな対立もなく、交渉が進展している。</p> <p>また、認定事業者（AEO）制度【注2】、事前教示【注3】についても、議論が行われているとの情報がある。</p> <p>【注1】シングル・ウィンドウとは、関係機関の各システムを相互に接続・連携することにより、各輸入関連手続に共通する情報の重複入力の手間を省き、複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことを可能とする制度。</p> <p>【注2】認定事業者（AEO）制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度。</p> <p>【注3】事前教示とは、輸入者等が税関に対し、輸入を予定する貨物の関税分類、関税率等について事前に照会し、回答を受けることができる制度。</p>	<p>・貿易手続の簡素化により、輸入貨物検査が省略され、危険な貨物が輸入されるリスクや動植物の検疫・食品検査に関する規制の緩和や撤廃によるリスクが高まる懸念はないのか、見解を示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、見解を示していただきたい。</p>
衛生植物検疫	<p>1. WTO・SPS協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意がある。具体的には、リスク評価の透明性強化、科学的根拠の定義、国際基準との調和や情報共有、協力、紛争解決、委員会の設置などが議論されている。</p> <p>2. 現在のところ、特定品目に関する提案や議論はない。個別措置の解決についてはTPP協定交渉の議題には載せていないが、TPP協定交渉の会合が行われる機会に二国間で議論している国もあるとの情報がある。</p> <p>3. 措置の同等【注1】、地域主義【注2】及びリスク評価の手続については、関連する国際機関が作成したガイドラインに法的性格を持たせることが議論されているとの情報がある。一方、衛生植物検疫上の保護の水準は、WTO・SPS協定により各国に委ねられており、TPP協定交渉においても変更はないとする国もある。また、それらの手続について期限を設定することが議論されているが、期限を設定することについて否定する情報もあり、議論は収斂していない模様。</p> <p>【注1】措置の同等とは、輸出国の措置が、輸入国の措置とは異なるが、同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には、これを同等の措置として輸入国が認める概念。</p> <p>【注2】地域主義とは、病害虫発生国であっても、清浄地域（病害虫の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念。</p>	<p>・資料では、</p> <p>①「同等の措置」「地域主義」「国際基準との調和の一般的な義務づけ」が求められる可能性があるとしているが、重要な影響を及ぼす具体例を示していただきたい。</p> <p>② 個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来よりTPP交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいはTPP協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検疫上の保護水準が確保できるよう慎重な検討が必要とされているが、その案件の具体例を示していただきたい。</p> <p>※ 例えば我が国の残留農薬基準との整合性についてどのように検討しているか等示していただきたい。</p> <p>・地域主義の導入によりどのような影響が想定されるのか示していただきたい。</p> <p>・トレーサビリティシステム（米、牛肉）への影響はどのようなものが想定されるか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、具体例を示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、具体例を示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、具体的な影響を示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、具体的な影響を示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
貿易の 技術的障害	<p>1. WTO・TBT協定の権利義務を再確認し、更に強化、発展させることが議論されている。例えば、規格を策定する過程で相手国の利害関係者の参加を認めること、一般人からの重要なコメントへの回答を開示すること、規格の適合性を評価する機関の認定に当たっての国内国民待遇等が議論されている模様。</p> <p>2. 個別品目を対象とした規律に関しては提案があるが、議論は進んでおらず、そもそも個別品目を対象とした規律を協定に入れることについて合意はないとの情報がある。</p> <p>3. GMO（遺伝子組換え作物）やそのラベリング（表示方法）、自動車についての提案はない。</p>	<p>「個別分野」と「個別分野以外の分野」とはどのようなものがあるのか具体的に示していただきたい。</p> <p>・資料では、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば、遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性があるとしているが、他に問題が生じる恐れがあるものを示していただきたい。</p>	<p>○個別品目を対象とした規律を協定に入れることについて合意はないとの情報提供があった。 （ただし、今後の議論の方向性は不明なことから、引き続き、情報を収集し示していただきたい。また、個別品目を対象とした規律に関して提案があるのであれば、そうした情報の提供を示していただきたい。）</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、例示を示していただきたい。</p>
貿易救済 （セーフ ガード等）	<p>1. セーフガード【注1】、アンチ・ダンピング【注2】、相殺関税【注3】等の措置について交渉が行われており、これらに関し、WTO協定上の権利義務を確認しつつ、更に透明性や適正な手続の確保について議論を行っている。地方で貿易救済措置は、物品市場アクセスにおけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため議論は収斂していない。</p> <p>【注1】セーフガードとは、ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合に、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置。WTO協定に基づき、全てのWTO加盟国からの輸入品に対して一律に適用されるWTOの一般セーフガードに対し、FTAの規定に基づきFTA締約国間で適用されるセーフガードを二国間セーフガード（二国間FTAの場合）、または地域セーフガード（多国間FTAの場合）等と呼ぶ。</p> <p>【注2】アンチ・ダンピングとは、ダンピング（不当販売）によって国内産業が被る損害を除去する目的で相手国の物品に追加的に関税を賦課する制度。輸出価格と輸出国の国内価格等の正常価格とを比較して、輸出価格が正常価格よりも低い場合にこれを不当な販売としてその差額について関税を課すもの。</p> <p>【注3】相殺関税とは、輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度。</p> <p>2. セーフガードについては、WTOの一般セーフガードを基礎とすべきとする国とTPP協定締約国間でのみ適用される地域セーフガードを認めるべきとする国があり、議論は収斂していない。また、品目別セーフガード（特定の品目を対象にしたセーフガード）が、一部の品目につき議論されている模様。</p> <p>3. TPP協定上の地域セーフガードについて、発動可能な期限を対象品目の関税が撤廃されるまでとすべきとする国が多いが、関税撤廃後も発動可能な制度とすることを主張する国もあり、議論は収斂していない。また、同一品目に対する再発動が認められるか否かについては、意見が分かれている模様。</p> <p>4. アンチ・ダンピングについては、手続きの透明性及び調査に関し、WTO協定以上の規定を設ける提案を行っている国がある一方、これに反対する国もあり、議論が進展していない模様。</p>	<p>・資料では、TPP協定交渉参加国の2国間FTAでは、従来の我が国のEPAと比べてセーフガード措置の発動が制約される規定内容となっており、同様の内容がTPP協定に盛り込まれることとなる場合には、関税の引き下げによる輸入増加が国内産業に被害を及ぼすのを防ぐためのセーフガード措置を発動できる条件が厳しくなる可能性があり、その場合はセーフガード措置も発動しにくくなるとしているが、そうした場合、国内産業にどのような影響が及ぶのか、産業分野ごとに具体的に示していただきたい。また、発動条件の違いについて、より詳細な情報を提供願いたい。</p> <p>・TPP協定参加国から我が国へ輸入される品目は、各品目においてどの程度増加すると想定されるのか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、具体的に示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、できるだけ具体的に示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会 から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
政府調達	<p>1. WTO政府調達協定（GPA）【注1】並みの規定とするか、あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心に交渉が行われている。</p> <p>2. 対象機関については、地方政府及びその他の機関も含めることを目指している国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論されている。</p> <p>3. 対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて議論されており、参加国に共通に適用される単一のものとするべきという主張や、具体的な額に関する様々な提案が行われている模様で、議論は収斂していない。</p> <p>4. 入札公告等における外国語の使用については、GPA並みの義務（例えば、英語で入札公告の概要を告示）が課されるであろうとの情報があるが、議論は収斂していない。</p> <p>【注1】WTO・GPAは、外国人と自国民に対し、同等（無差別）の待遇を与える「内国民待遇」を原則としている。また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則等についても規定している。TPP協定交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ（日本は締結済み）。</p> <p>なお、2011年12月、WTO・GPA閣僚会議において、GPA改正交渉が妥結した。改正GPAでは、対象機関及び対象となる調達物品・サービスの範囲の拡大や調達手続における電子的手段の使用の推奨、途上国に与えられる優遇措置の明確化などが定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料では、調達基準額について、我が国とTPP参加交渉参加国との間に相違があることから調達基準額の引き下げが求められる場合は慎重な検討が必要になる、また、仮に地方政府機関の調達対象がさらに拡大する場合には、特に小規模な地方公共団体においては、海外事業者との契約締結の可能性が著しく低いという現状に比して多大な事務負担を強いることにつながるおそれがあるとして、仮に引き下げが行われた場合、地元企業の受注機会の減少や都道府県や市町村における入札事務の負担の増加に対してどのような対応が考えられるか示していただきたい。 ・地元企業の受注機会の減少に伴い、雇用機会の減少につながる恐れがあるが、労働者の保護は可能か示していただきたい。 ・地元企業の受注機会の減少や都道府県や市町村における入札事務の負担の増加以外にどのような影響があると想定されるか、また、それに対して具体的にどのような対応が考えられるか示していただきたい。 ・内国民待遇と無差別待遇を過小評価しているのではないかと考えるが見解を示していただきたい。 	<p>○入札事務の負担増加の例として入札公告における外国語の使用について例示されている。（ただし、依然として情報が不十分なので、引き続き、情報収集に努め、具体的な対応策を示していただきたい。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから考え方を示していただきたい。 ●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考える影響と具体的な対応策を示していただきたい。 ●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、見解を示していただきたい。

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
知的財産	<p>1. WTO・TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが、米、豪、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、個別項目についての意見は収斂していない模様。</p> <p>2. 個別項目の中には、商標、地理的表示、著作権、特許、医薬品関連、執行関連等が含まれているが、各国の意見が異なっており、議論が続いている。 具体的には、視覚で認識できない商標、地理的表示の保護制度【注1】、著作権の保護期間、発明公表から特許出願までの猶予期間、営業秘密や医薬品のデータ保護期間、民事救済における法定損害賠償、著作権侵害に対する職権による刑事手続、インターネット・サービス・プロバイダの責任制限【注2】、遺伝資源及び伝統的知識【注3】等が議論されている模様。 【注1】「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の地域等を原産地とするものであることを特定する表示をいう（TRIPS協定第22条第1項）。 【注2】インターネット・サービス・プロバイダの責任制限とは、インターネットによる情報の流通によって権利の侵害があった場合において、インターネット・サービス・プロバイダの損害賠償責任を制限すること。 【注3】遺伝資源とは、現実の、または潜在的な価値を有する遺伝素材のことであり（生物多様性条約第2条）、伝統的知識とは定義自体世界知的所有権機関（WIPO）で議論されているが、一般的には、伝統的背景における知的活動から生じた知識のこととされている。</p>	<p>・資料では、TPP協定交渉参加国間のFTAには、我が国法制度とは整合的でない規定が存在するものがあるとしており、慎重な検討が必要としているが、著作権保護期間において、日本の制度よりも長い期間、著作権を保護するような規定が採用される場合には、国民生活や企業活動などにどのような影響を及ぼすのか。また、著作権保護期間以外について資料に例示されている特許や商標等についてはどのような影響が生じるのか、また我が国法制度と整合的でない規定があるのか示していただきたい。</p> <p>・TPP協定交渉では、種苗法に基づく育成権者の取り扱いはどうなっているのか示していただきたい。</p> <p>・都道府県で育成された品種に対する知的財産の確保はどのように行うのか、また、どのような影響が想定されるのか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、どのような影響があるのか示していただきたい。</p> <p>●各国の協議の状況を情報収集し、示していただきたい。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、どのような考えであるのか、またどのような影響があるのか示していただきたい。</p>
競争政策	<p>1. TPP協定交渉参加国がこれまでに締結したFTAに含まれる共通の要素（競争法の原則、競争法の執行とそれに係る競争当局間の協力、公的企業及び指定独占企業に対する規律のあり方）を中心に議論されている。</p> <p>2. 競争分野の条文案には、競争法及び競争当局を設置・維持すること、競争法を執行する手続の公正な実施、透明性の確保、消費者保護、私人が訴訟を行う権利を付与すること並びに競争当局間の技術協力に関する約束が含まれている。 なお、競争法の適用除外に関しては、適用除外に関する公開情報を他の締約国に提供するといった透明性の確保について議論が行われている模様。</p> <p>3. 国有企業に特化した議論が行われており、昨年10月末に米国が提案した国有企業に関する条文案は、有利な待遇を与えられた国有企業により、競争及び貿易が歪曲されることを防止し、民間企業との間で、平等な条件（機会）が与えられることを意図している。同提案については、各国が検討している段階であるが、国有企業の規律に後ろ向きな国もあるとの情報がある。</p>	<p>・資料では、我が国EPAでは取り扱ったことがないような規定が盛り込まれる場合には、我が国制度との整合性について十分な検討が必要となるとしているが、仮に盛り込まれた場合、地方公営企業や農業協同組合、消費者行政などにどのような影響を及ぼすのか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、具体的な影響を示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
越境サービス	<p>1. ルール（サービス貿易の一般的規制を定めるもの）</p> <p>(1) WTO・GATS（サービス貿易一般協定）に盛り込まれている、無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保、現地拠点設置要求禁止、いわゆる「ラチェット（つめ歯車）」条項【注】等に関する規定が議論されており、核となる要素のほとんどについて合意した。</p> <p>【注】「ラチェット」条項とは、内国民待遇等の規律の適用対象外として留保した措置に関し、自由化の程度を悪化させない場合に限り例外措置を修正できることを定めるもの。</p> <p>(2) 他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）については、TPP協定発効後に専門職の相互承認を関心国間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。</p> <p>(3) 急送便（エクスプレス・デリバリー）サービスについては、公正な競争条件の確保の観点から提案がなされているが、急送便サービスについての規定を置くかも含め議論は収斂していない模様。</p> <p>2. 市場アクセス</p> <p>(1) ネガティブ・リスト方式（リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。）に基づいて交渉している。</p> <p>(2) 各国が作成したネガティブ・リストに記載された内容について互いに確認を進めている状況にある。</p> <p>(3) 市場アクセスについては、現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから、完全自由化（全ての障壁の撤廃）は目標になっていない。</p>	<p>・資料では、他国の資格・免許を相互に認め合う相互承認に関し、医師等の個別の資格・免許については現時点で議論されていないとされている一方で、これまで我が国のEPAにおいて自由化を保留してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性があるとしているが、どのような措置・分野が対象となりうるのか示していただきたい。</p> <p>・また、仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ検討する必要があるのであるとしているが、外国の医師、歯科医師、弁護士、会計士、看護師、介護福祉士、建築士などの国家資格についての相互承認が、今後、議論される懸念はないのか示していただきたい。</p> <p>・混合診療の解禁や営利企業の医療参入は、今後、議論の対象となる懸念はないのか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考えを示していただきたい。</p> <p>○医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はないが、関心国の間で議論するための枠組みが検討中とされている。 （ただし、必要な情報が不十分であることから、引き続き、各国からの情報を収集し示していただきたい。）</p> <p>●各国の協議の状況を情報収集し、示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
金融サービス	<p>1. ルール（金融サービスの一般的規制を定めるもの）</p> <p>(1) 透明性、無差別性（内国民待遇、最恵国待遇）、新しい金融サービスの取扱い、投資保護、国家と投資家間の紛争解決（ISDS）手続の適用等について議論されている。</p> <p>(2) また、信用秩序の維持のための措置【注】についても議論されている。 【注】①投資家・預金者・保険契約者保護のための措置、②金融システムの安定性確保のための措置</p> <p>(3) 保険サービスについて民間との対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているとの情報があるが、郵政事業体や共済といった個別分野の扱いについては明らかになっていない。また、郵政事業体や共済についてはこれまで議論はないとの情報もある。</p> <p>(4) 公的医療保険制度などGATSでも適用除外となっている国が実施する金融サービスの提供は、議論の対象となっていない模様。 ※米国は、公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行することを要求しているのではないと明言。</p> <p>(5) 国有企業の取扱いについては、金融サービスではなく、競争政策の分野で提案が行われている。</p> <p>(6) ISDS手続の金融サービス章への適用については、パネリストの選任等について議論されているが、合意は形成されていない。</p> <p>(7) なお、金融サービス章の進捗自体は、他章と比較して芳しくないとの情報がある。</p> <p>2. 市場アクセス ネガティブ・リスト方式が検討されている模様。一部については、ポジティブ・リスト方式の検討が行われているとの情報もある。</p>	<p>・資料では、TPP協定交渉参加国間のFTAに、我が国との2国間の協議において提起されている関心事項（郵政、共済）について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要とされているが、郵政事業や共済事業について、どのような要求がなされる可能性があるのか、また、公的医療保険制度が今後、議論の対象となる懸念はないのか示していただきたい。</p> <p>・外資系金融機関が自由参入することとなると、地域金融機関への影響も大きいと考えられるため、地域金融機関への影響も示していただきたい。</p>	<p>○米国が公的医療保険制度の廃止を求めることはないことについて情報提供があった。（ただし、必要な情報が不十分であることから、引き続き、各国からの情報を収集し示していただきたい。）</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考える影響を示していただきたい。</p>
電気通信サービス	<p>1. 電気通信サービス分野の特殊性に鑑み、実質的な競争を促すとの観点から、WTO・GATS（サービス貿易一般協定）において各国の自主的な約束に委ねられている事項（主要な電気通信事業者による反競争的行為の禁止 相互接続の義務化等）や、TPP交渉参加国間の既存のFTAで規定されている事項（通信インフラへの公平なアクセス、コロケーション）（既存の電気通信設備への第三者による設備設置 相互接続、周波数割り当て、透明性、競争等）について共通のルールを設けるべく議論されている。</p> <p>2. 電気通信サービス提供者に対し、相互接続や物理的な設備へのアクセスを通じて合理的なネットワーク・アクセスを与えることが必要であるとの大筋での合意がある。また、規制に関連するプロセスの透明性の強化や、規制機関の決定に対する事業者の不服申立ての権利の確保についてもほぼ合意しつつある。</p> <p>3. この他に、特定の情報通信技術（例えば通信方式等）を用いることを政府が義務付ける等により電気通信事業者の自由な技術の選択を妨げてはならない旨の規定や、高価な国際携帯ローミング料金への対応について提案が行われている。</p>	<p>・米国等のFTAのように、電波周波数割当を市場原理に基づくものとするよう求められる懸念はないのか、その場合、どのような影響が考えられるか示していただきたい。</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、の国の考える懸念や影響を示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
商用関係者の移動	<p>1. 入国に関する申請処理の透明性の確保や、手続の迅速化、TPP交渉参加国の当局間の技術協力の促進等について実質的な合意に近づいている模様この分野の交渉内容は、通常のFTAで規定されている範囲のものとされている。</p> <p>2. 技術協力に関しては、入国審査の際の生体情報による本人認証技術に関する具体的な提案がなされている。</p> <p>3. 専門家を含む商用関係者について、各国がそれぞれ約束を適用する範囲（「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「サービス提供者」等のカテゴリー）を検討するとともに、各国共通の約束を行うのか、国ごとに独自の約束を行うのかについても議論が続いている。なお、自国の約束について提案を行っていない国があるとの情報もある。</p> <p>4. いわゆる単純労働者の移動は議論の対象となっていない。</p>	<p>・資料では、交渉の対象は専門家を含む商用関係であり、いわゆる単純労働者は議論の対象となっていないとされているが、今後、議論の対象となる懸念はないのか示していただきたい。</p>	<p>○現時点では議論の対象になっていないとされている。（ただし、今後の議論については不明なため、引き続き、情報を収集し示していただきたい。）</p>
電子商取引	<p>TPP協定交渉参加国の二国間FTAを参考としつつ、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化、コンピューター施設やサーバーの設置場所についての制限の禁止、スパム（迷惑メール）対策、プライバシー保護、国境を超える自由な情報流通の確保【注1】等が議論されている模様。また、デジタル製品【注2】については関税不賦課の方向で議論されている模様</p> <p>【注1】具体的には、サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保すること。</p> <p>【注2】デジタル製品とは、例えばコンピューター・プログラム、設計図、映像及び録音物又はそれらの組み合わせから成り、デジタル式に符号化されたもの。</p>	-	-
投資	<p>1. ルール（投資に関する一般的規則を定めるもの）</p> <p>(1) 保護を与える対象となる投資家及び投資財産の範囲や、保護の内容となる内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、収用と補償、特定措置の履行要求の禁止等について議論されている。</p> <p>特定措置の履行要求の禁止については、WTOの「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIM協定）」を超える義務である技術移転要求の禁止や役員国籍要求の禁止等を含めるか否かについて議論されている模様。</p> <p>また、健康や環境の保護などの公共の利益のために規制を行う権利を保護する規定についても議論されている。</p> <p>(2) 「国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続」については、<u>濫用を防ぎ、投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されており、その適用範囲についても議論が続いている。ISDS手続を利用した乱訴を防ぐべきであるとの認識が共有されているという情報や、国家による一定の行為についてはISDSの対象外とすることを議論しているという情報もある。ISDS手続の透明性確保のための規定が検討されているとの情報もある。ISDS手続の導入そのものに反対している国もある。</u></p> <p>2. 市場アクセス ネガティブ・リスト方式を基礎とする交渉を実施。</p>	<p>・資料では、国家と投資家の間の紛争解決手続が採用される場合、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されないとしている。米韓FTAなどの例にある、<u>投資家が投資先の国を提訴できるルールが定められれば、提訴された紛争事案に係る国内規制の見直しや撤廃が余儀なくされ、国民生活に及ぼす影響が大変懸念される</u>との報道もあるが、こうした懸念はないのか示していただきたい。</p>	<p>○ISDS手続に関する議論が続いているとされている。（ただし、国民生活に及ぼす影響については示されていない。交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考え方を示していただきたい。）</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
環境	<p>1. 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の義務を遵守すること等、TPP交渉参加国間の既存のFTAで定められている規定について議論が続いている。</p> <p>2. これに加え、野生動物の違法取引、漁業補助金、違法伐採、サメの保護等に関する米国の提案【注】等につき議論が行われているが、議論は収斂していない模様。漁業補助金については、過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるが、各国との間で対立があり、合意に至っていない。 【注】2011年12月5日、米通商代表部（USTR）は「環境保全及びTPPに関するUSTRグリーン・ペーパー」を発表。その中で、環境保全の枠組み（野生動物・森林・海洋生物資源の保護のための国内法に違反して捕獲または輸出された製品の取引の禁止等）を提案したことを明らかにしている。また、この枠組みを補完するため、①特別に懸念される野生生物、②海洋漁業（漁業補助金に関する規律、サメのヒシ切り活動を抑止する特定の義務等）、③違法伐採と関連する貿易、の3つの分野について、特定の規定を提案したとしている。（ただし、提案された条文案については明らかにされていない。）</p> <p>3. その他、生物多様性、気候変動や環境物品の関税撤廃、紛争解決手続章の手続きの適用等に関する議論も行われている模様。</p>	<p>・資料では、海洋資源保全、野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれる場合、我が国の漁業補助やサメの漁獲その他の漁業活動等に係わる国内政策との関係に留意する必要があるとされているが、<u>具体的にどのような影響が考えられるか示していただきたい。</u></p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考える影響を示していただきたい。</p>
労働	<p>1. 貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止、国際的に認められた労働者の権利保護、各国間の協力・協調を確保するためのメカニズム等について議論が行われている。</p> <p>2. 米国が第9回交渉会合（2011年10月）に条文案を提出したが、実質的な議論は行われておらず、議論の基礎となる統合条文案は未だ作成されていないとの情報がある。</p> <p>3. 労働省に紛争解決章の手続を適用するかについても議論が行われている。</p>	<p>・労働者の保護を目的に新たな労働規制等を定める際に、<u>関係国から貿易の自由化に支障を及ぼすとの理由で異議が出され、それにより規制が措置できなくなる懸念はないのか示していただきたい。</u></p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考える懸念を示していただきたい。</p>
制度的事項	<p>協定の運用に関する協議等に必要な合同委員会の設置やコンタクト・ポイント（連絡窓口）等に関する事項が議論されている模様。また、新規加盟国についての承認方法に加えて、法令制定手続の透明性や腐敗の防止について提案があり、議論しているとの情報がある。</p> <p>また、医薬品及び医療機器の償還（保険払戻）制度の透明性等を担保する制度を整備し、手続保障を確保すること（関係者への周知 プロセスの公開 申請者の参加等）について提案をしている国がある一方で、貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるとの情報がある。</p>	<p>・国家戦略室が公表した資料（以下「資料」）では、 ① 略 ② <u>米韓FTAのように医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はあるとしているが、同様の規定が日本に適用された場合、医療分野にどのような影響が及ぶのか示していただきたい。</u> ③ 略 【再掲】</p> <p>（※本掲 物品市場アクセス）</p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから、国の考える影響を示していただきたい。</p>

項目	国（国家戦略室）の説明 「TPP協定交渉の現状（分野別）」（24年4月）	全国知事会から国への確認事項 （23年10月28日）	国の説明に対する知事会の見解
紛争解決	<p>1. 協定の解釈または適用の不一致等に起因する締約国間の紛争を協議や仲裁裁判等にて解決する際の手続に関し議論されている。</p> <p>2. 仲裁裁判の設置、仲裁人の事前登録制度や仲裁人をTPP締約国の国籍保持者に限定する国籍要件等、仲裁裁判の手続に係る様々な提案について集中的に議論しているが、依然として合意は得られていない模様。</p> <p>3. 非違反申立【注】については提案はなされているが、非違反申立に反対の国もあり、これまで十分な議論は行われていない模様。 【注】非違反申立てとは、被申立て国が協定に違反しない措置を執ったことにより、協定に基づき与えられた申立て国の利益が無効化または侵害された場合、協定の紛争解決手続において申立てを行うことができる制度である。WTO協定の紛争解決手続においても、既に非違反申立てで制度が認められている。</p>	-	-
協力	<p>1. TPP発効後の締約国間の協力メカニズム等について議論が行われているが、未だ議論は進んでない。最終的に協力分野が独立の章として盛り込まれるか否かも依然として明確ではない。</p> <p>2. 中小企業の実績構築をどう進めるかも論点になっているとの情報がある。</p> <p>3. 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に専門家を派遣するなどの能力構築（人材育成）支援を既に行っているとの情報がある。</p>	-	-
分野横断的 事項	<p>以下の4つの課題（それぞれが独立した章になるかは決まっていない）を取り込むべく議論が行われている。各国提案の中には法的義務を伴う規定もあれば、努力目標のような規定もあるとの情報がある。</p> <p>(1) 規制制度間の整合性：各国において規制に関する中央調整機関を設置することや規制制度の変更に関する通報のメカニズムを確立すること等、透明性や予見性の確保が議論されている模様。</p> <p>(2) 競争力及びビジネス円滑化：競争力強化及びビジネス円滑化に関する委員会の設置や、TPP各国に展開しているサプライ・チェーンを前提としたビジネス円滑化のための取組みについて議論が行われている。各国の経験や優良事例を共有するためのAPECでの取組が議論の一つの土台となっている。</p> <p>(3) 中小企業：中小企業による国際的な取引の促進等の観点から、TPPを活用するために必要な情報（例えば、TPPの下での低い関税率の適用を受けるために必要な書類や関連情報等）を各国の専用ウェブサイトにて整理して掲載する方法や協定発効後に中小企業がTPPの運用面で直面する問題について定期的にレビューし、その解決に取り組む方法等が議論されている。</p> <p>(4) 開発：TPP協定の様々な規定を途上国が遵守する際に直面する課題（企業の社会的責任、インフラ開発、国内ビジネスの振興や環境保護）に途上国の需要を踏まえ対処する方法について議論されている模様。</p>	<p>資料では、「規制制度間の整合性」（規制そのものの統一ではなく、新たな規制導入前に当時国当局間の対話や協力を確保することを目指す）が議論されているとしているが、<u>関係国との協議を行うルールが定められた場合、国民生活に関する措置が適切に講じることができなくなる懸念はないのか、例えば、食品安全基準による企業負担軽減に向けた調整が行われた場合、残留農薬、ポストハーベスト、食品添加物などの使用規制の緩和や食品表示の見直しが求められる懸念はないのか示していただきたい。</u></p> <p>食品や工業製品などで、<u>各国ごとに遵守規格や基準が異なる場合、国内基準との比較が明確化されなければ性能の違う食品や製品が同等品として扱われ、健康上や防災上の危険に国民が脅かされる懸念があることから、特に国民の生命と関与の深い、農林水産物やその加工食品、建築用部材などにおける薬剤規制や強度・安全率規制などの取り扱いについて考えを示していただきたい。</u></p>	<p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから現時点での国の考える懸念を示していただきたい（規制制度間の整合性について議論が進められていることは理解）。</p> <p>●交渉状況の如何にかかわらず想定は可能であることから現時点での国の考える懸念や規制などの考え方を示していただきたい（規制制度間の整合性について議論が進められていることは理解）。</p>